

# 団体生命共済

労働組合の本部・地本(地連)・支部・分会で団体生命単位共済会をつくり、

一律の加入口数を決めて加入する制度です。

この一律加入分に加えて個人で上積み加入できます。

掛金は生命基本共済と比べ安くなっています。

保障内容は生命基本共済と同じく、病気や事故による死亡と障害、不慮の事故入院が対象です。

## ご加入にあたって

### ■効力開始日

●初回掛金が払込まれた月の翌月1日午前0時から。

### ■共済期間

●7月1日から翌年6月30日まで。団体生命共済の単位共済会ごとに、年間を通していつでも加入できます。一共済期間中の途中解約・変更はできません。  
※一共済期間の途中に加入する場合の共済期間は、申し込んだ月の翌月から年度末の6月までです。

### ■還元金

●1年ごとに決算し、剰余金は国公労連大会の決定に基づき、加入者に還元します。

### ■単位共済会の活動費

●団体生命共済の活動費は、掛金総額の12%です。

### ■所得税控除

●掛金は所得税の保険料控除の対象にはなりませんが、それを上まわる安い掛金、高い給付になっています。

### ■つぎの場合は共済契約が消滅します

①死亡したとき。 ②労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級第1級・第2級・第3級2、3、4号の障害の認定を受けたとき。

### ■次の場合は共済金をお支払いできません

①健康告知基準に抵触するなど、加入資格がないのに加入していたとき。 ②請求者に共済金を受け取る資格がないとき。 ③共済掛金を、定められた日までに納入していないとき。 ④労働組合を脱退した日以降に給付事由が発生したとき。 ⑤給付請求に際し、提出書類や調査に対し正当な理由がないのにこれを拒否し、あるいは不実記載や変造をしたとき。 ⑥3年間、共済金の給付請求手続きを怠ったとき。 ⑦共済事由の発生が、契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失、あるいは犯罪行為によるとき。 ⑧共済事由の発生が、戦争その他の変乱によるとき。 ⑨頸部症候群や腰、背痛で他覚症状のないもの。

### ■次の場合は共済金が制限されます

①新規加入契約の効力発生日から満一年以内に、自殺により死亡したときは、一般死亡共済金の50%を給付する。 ②直接間接を問わず、新規加入契約の効力発生日より前に罹患していた疾患、または受傷していた傷害を原因として死亡(重度障害)の給付事由が発生したときは、新規加入から60日以内は30%、61日から180日までは50%、181日から1年までは70%を給付する。

### ■次の事故は「不慮の事故」とはしません。

①無免許または飲酒(酒気帯び)運転による事故。 ②精神障害、泥酔による事故。 ③自動車や自転車での踏切・警報・信号無視による事故、走行中の交通機関への飛び乗り、飛び降りによる事故。 ④遊泳禁止の看板があるのに泳ぐなど、日常的な注意を漫然と看過するなどして発生した事故。 ⑤山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する岩登り、沢登り、積雪期登山など、特殊な技術と経験を必要とする登山)、リュージュ、ハンググライダー、スカイダイビングなど危険度の高い運動による事故。 ⑥直接・間接を問わず、地震、津波、噴火その他これらに類似する天災を原因とする事故。

この他に、不給付または削減となる場合がありますので、詳しくは規約・細則をお読み下さい。

2024年9月発行(A)

## 健康告知が必要

### ■全員加入単位共済会の場合

- 組合員の一律分は、健康告知基準に該当しても加入できます。ただし、新規加入の効力発生日以前に罹患していた疾病・障害が原因で、加入後1年以内に給付事由が生じたときは、共済金を削減します。
- 健康告知基準に該当する方は「個人上積み」できません。

### ■集団加入単位共済会の場合

- 健康告知基準に該当する方は、新規に加入できません。
- 健康告知基準の第2、3、4号に該当したことがある方が、加入の資格が生じてから2年以内に加入するときは「個人上積み」はできません。

### ■加入期間中に健康告知基準に該当した方が契約を更新する場合

- 全員加入単位共済会の一律分は増口できます。
- 集団加入単位共済会の一律分も「個人上積み」分もこれまで加入していた同口数の範囲で、それぞれ継続加入できます。増口はできません。

## 健康告知基準

必ずお読みください

- ①**申込書記入日から最初の効力発生日までの間において**、病気やケガ(軽い風邪や軽度のケガ、および四肢の骨折で治療した場合を除く。以下同じ)のため、治療中の者および治療を必要と診断されている者。
- ②病気やケガのため、**申し込み日以前6カ月間**に入院・休業・安静加療が連続して14日以上ある者。このいずれかが必要と診断されている者をふくむ。
- ③病気やケガのため、**申し込み日以前1年間に**、連続して30日以上以上の休業もしくは安静加療をし、または開頭・開胸・開腹手術(虫垂炎除去を除く)を受けた者。
- ④**効力発生日以前1年間に**、次の疾病により医師の治療を受けた者。治療が必要と診断されている者を含む。ただし、運営委員会が加入を認めた場合は、この限りでない。
  - ①新生物(ガン、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など)②心臓疾患③脳血管疾患(脳出血、脳血栓症、脳軟化など)④糖尿病(インシュリン、経口剤使用者)、肝臓病、膵臓病、腎臓病(腎炎、人工透析)、ネフローゼ⑤精神疾患(依存症、うつ病、強迫性障害、適応障害など)⑥骨髄および神経の疾患(骨髄炎、髄膜炎、脳性麻痺など)⑦血管および血液の疾患(血友病、エイズ、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、高血圧症など)⑧その他これらに類する疾病など
- ⑤妊娠中で帝王切開の既往症、または帝王切開の予定がある者。

※加入できるか不明な方は、国公共済会に必ずお問い合わせください。

加入後「健康告知基準」に該当しても継続して加入できますが、口数は増やせません(全員加入単位共済会の一律分を除く)。

### 注意

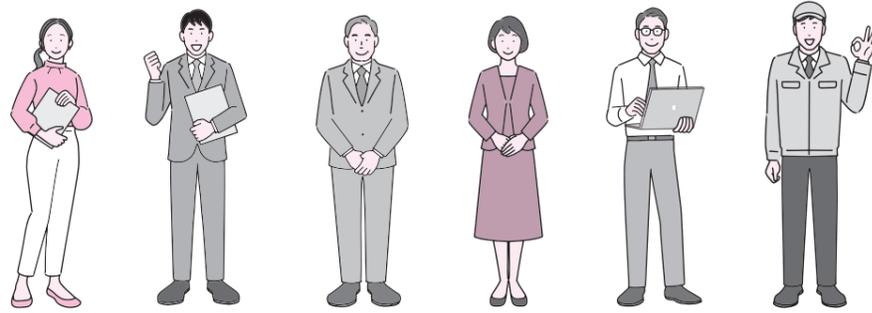
新生物で入院・手術した後、新生物に対する一連の治療行為(直接と間接とを問わず)として投薬などがあれば「健康告知基準」に該当します。また、治療行為を伴わない検査通院だけでも該当する場合がありますので、国公共済会にご相談ください。また、健康告知基準に該当する方が新規加入・増口をした場合、全員加入単位共済会の一律契約分を除き原則として共済金をお支払いできません。



みんなでつくるみんなの  
**国公共済会** **0120-88-9031**  
日本国家公務員労働組合連合会共済会  
携帯からは **03-3580-2881** FAX**03-3580-2885** URL <https://www.kyousai.jp/>  
〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス4F E-mail [info@k-kyosai.jp](mailto:info@k-kyosai.jp)

個人情報の取り扱いについて ●国公共済会では、個人情報の保護について、当運営委員会で決定された「個人情報保護要綱」に基づき、加入者のみなさんの情報について適正な管理と保護に努めています。  
●国公共済会が預かりしている個人情報については、国公共済会の事業以外に使用することはありません。  
●国公共済会が預かりしている個人情報の開示、訂正、利用停止等の申出は、上記にご連絡ください。

# 大切な仲間だから、



# みんなで加入。

## 加入するには

組合の各級機関のいずれかの単位が、団体生命共済の単位共済会を組織し、代表者が国公共済会に「団体生命共済協定書」を提出してください。

加入者は「団体生命共済加入申込書」を提出してください。

### 【団体生命共済の単位共済会】とは



## 加入できるのは

- ①効力発生日の年齢が0歳以上66歳未満の方。ただし61歳以上の方は60口が上限。
- ②組合員とその配偶者、および生計を一にする未婚の子。
- ③健康告知が必要で、健康告知基準に該当する方は加入できません。ただし、全員加入単位共済会の組合員は、健康告知基準に該当しても一律のみ加入できます。

### 配偶者と子(生計を一にする未婚の子)の加入

- 5口から組合員と同口数の範囲で加入できます。
- 組合員が加入していなければ、加入できません。
- 3歳未満の子は30口が上限。

## 加入口数

最低**5口**～最高**200口**

(一般死亡給付 50万円～2,000万円)

### 一律加入口数

最低5口～最高50口の範囲で、単位共済会ごとに全員一律の口数を定めて契約。

### 一律加入限度口数

各単位共済会の団体生命共済の加入期間により下表のとおりです。

加入期間 単位共済会別	加入期間		
	初回加入	満2年経過後	満3年経過後
全員加入単位共済会	20口	30口	50口
集団加入単位共済会	10口	20口	30口

※単位共済会の構成員が、国公共済会または他の共済事業団体などとの間に生命共済の既契約がある場合、その契約期間は「加入期間」とみなします。

### 個人上積み加入口数

一律加入口数の5倍以内  
(一律分と合わせて200口・2,000万円が上限)

## 保障

### 1口あたりの給付内容

給付内容は生命基本共済と同じ

給付種目	給付事由	共済金額
一般死亡給付	病気などによる死亡	10万円
事故死亡給付	不慮の事故による死亡	20万円
一般障害給付	労働法施行規則別表第2による「身体障害等級表」1級～14級	10万円～2千円
事故障害給付	不慮の事故の日から180日以内の「身体障害等級表」1級～14級	20万円～4千円
事故入院給付	不慮の事故による1日以上の入院で1日目から180日まで	日額100円

※不慮の事故とは急激、偶然かつ外因性による事故をいいます。

## 申込方法

### ①単位共済会

(利用開始初回のみ)

国公共済会へ「協定書」を提出し、一律分の口数、年払・月払を決定する。

### ②組合員

単位共済会へ「団体生命共済加入申込書」を提出する。

- (1)一律分の口数は、単位共済会ごとに決まっており、個人都合で変更できません。
- (2)上積分の口数は、一律分×5倍以内です。  
例:一律分10口の場合、上積分50口まで加入可能
- (3)健康告知欄は必ずご記入ください。

## 掛金

### 生命基本共済にくらべ安い掛金

基本掛金額は、生命基本共済の1口月額30円から2円割引引いて28円です。

### 年齢・年払 割引制度

- 30歳未満の組合員の掛金額は基本掛金額から10%割引引いて25円です。
- 年払の場合は、さらに一律加入掛金額を4%、個人上積み掛金額を2%それぞれ割引します。いずれも円未満は切り捨てます。

### 1口あたりの掛金月額 ( )は年間掛金額

加入の形態	払込方法	組合員30歳以上の	組合員30歳未満の	配偶者	同一生計の未婚の子	
					①20歳未満の子 ②25歳未満の子 在学中の子	扶養している ①20歳未満の子 ②25歳未満の子
一律加入	月払	28円	25円	—	—	—
	年払	26円 (312円)	24円 (288円)	—	—	—
個人上積み	月払	28円	25円	28円	20円	28円
	年払	27円 (324円)	24円 (288円)	27円 (324円)	19円 (228円)	27円 (324円)

ご注意 掛金の払込(月払か年払)は、単位共済会ごとに、統一したものととなります。「一律分は年払」、「上積分は月払」などの選択はできません。

## 生命基本共済との関係

団体生命共済と併せて、生命基本共済に加入することもできます。

また61歳をこえた場合は、60口を上限に、団体生命共済(個人上積み口数を含む)に加入でき、生命基本共済にも60口を上限に加入できます。